

学生の猶予や免除制度もあります

20歳になった皆さんへ 国民年金の手続きをお忘れなく

20歳を迎えると、概ね2週間以内に日本年金機構から基礎年金番号通知書、国民年金加入のお知らせ、国民年金保険料納付書、国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。基礎年金番号通知書は生涯使用しますので大切に保管してください。

国民年金保険料の納付が困難な場合は…

経済的に保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」や「保険料免除制度」の申請を検討してください。保険料を未納のままにすると、将来の年金額の減額や障害年金を申請できないなどの事態を招きますので、必ず申請を行いましょう。

学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が128万円以下の場合、20歳の誕生日から翌年3月まで保険料納の付が猶予されます。今年度は、誕生日から令和8年3月までが猶予対象期間です。その後、継続して納付猶予を希望する場合は、令和8年4月以降に再度手続きが必要です。

▶申請に必要なもの

- ▷基礎年金番号通知書 ▷学生証（コピー可）
- または在学期間が確認できる証明書

※学生証には在学期間が明記されている必要があります。また、学校によっては対象外となる場合もあります。

保険料免除制度

申請者本人や申請者の配偶者・世帯主などの前年所得が、定められた基準に該当することが必要です。

▶申請に必要なもの

- ▷年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が確認できる書類
- ※失業を理由にする場合は、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証（いずれもコピー可）なども必要です。

問 役場住民課保険年金係（☎82-5966）
直方年金事務所（☎0949-22-0891）

年に一度は受診しましょう

健康診査の受診期限は 3月31日です

毎年、添田町国民健康保険・福岡県後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんを対象に、健康診査を実施しています。受診期限は3月31日です。自分自身の健康状態を知るために、健康診査を受診しましょう。

▶受診期限 3月31日（火）

▶負担金 500円

▶持参品 受診票、マイナンバーカードまたは資格確認書

※健康診査を受診した国民健康保険の被保険者は後日、道の駅歓遊舎ひこさんで使える500円分のお買物券を郵送します。

※受診医療機関がわからない場合や、受診票の再発行が必要な場合は気軽に問い合わせください。

問 国民健康保険の健康診査に関すること
役場住民課保険年金係（☎82-5966）
後期高齢者医療制度の健康診査に関すること
福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎092-651-3111）

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんへ

2月中旬に 医療費通知を発送します

福岡県後期高齢者医療広域連合では、健康や医療に対する認識を深めていただくため、2月・7月・11月の年3回、医療費通知を発行しています。令和7年8月～11月診療分の医療費通知は、2月中旬に発送予定です。送付先変更を行っている場合を除き、被保険者本人の住所に庄着はがきで送付されます。なお、通知作成日時点で亡くなっている人には発送されません。

※医療機関からの情報受け渡しのタイミングにより通知に一部記載されていない場合があります。医療費控除の明細書として使用する場合は領収書に基づいて内容を追加してください。

問 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター（☎092-651-3111）
役場住民課保険年金係（☎82-5966）

高校生年代までの子どもが対象です

物価高対応子育て応援手当を支給します

物価高の影響を強く受ける子育て世帯を支援するため、0歳から高校生年代までの子どもを養育する保護者に対し、「物価高対応子育て応援手当」を支給します。現在、支給に向けて準備中です。詳細が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。

▶支給対象者 ①令和7年9月分の児童手当を添田町で受給した人（令和7年9月に出生した児童は10月分）
②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた子どもの保護者

▶対象者 平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた子ども

▶支給額 子ども1人あたり2万円

▶支給手続き 原則不要

※申請不要な人には支給を知らせる事前通知を送付します。令和7年10月以後に生まれた子どもの児童手当を受給している人や公務員の人などは申請が必要です。

▶支給方法 原則、児童手当の口座に振り込み
問 役場健康子育て応援課子ども育成・支援係（☎82-5964）

地域で安心して暮らし続けるために

行政区に加入して 組活動に参加しましょう

町では町内全域に34の行政区を設置し、この行政区を約270の隣組に分けています。行政区・隣組では声かけや見守り、清掃活動、防犯灯の管理などを通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを行っています。しかし高齢化や生活様式の多様化により加入世帯は減少傾向です。行政区はご近所同士がつながる身近なコミュニティです。普段のちょっとした助け合いから、防犯・災害時の情報共有など、いざという時に心強い存在になります。私たちの暮らしを支える地域づくりにぜひ参加ください。行政区・隣組への加入方法など不明なことがあれば、気軽に相談ください。

問 役場総務課総務係（☎82-1231）

町民皆さんが対象です

物価高騰対応生活 応援商品券を配布します

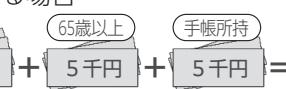
物価高騰の影響を受けている町民皆さんの暮らしを応援するとともに、消費促進による町内の経済活性化を目的として、国の重点支援地方交付金を活用し、町内で使用できる商品券を配布します。

▶対象者 令和8年2月2日現在、添田町に住民票がある人

▶商品券の額 1人あたり1万円（500円×20枚）

▶加算額 ①65歳以上=5千円（500円×10枚）
②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者=5千円（500円×10枚）

【加算例1】①65歳以上に該当する場合


【加算例2】①65歳以上と②身体障害者手帳所持に該当する場合


▶配布方法 世帯主宛てに世帯全員分を送付
※書類提出などの手続きは不要です。

▶配布時期 3月下旬から順次配布
※全世界に配布完了するまで約1か月程度かかる見込みです。

問 役場まちづくり課政策企画係（☎82-5965）

ご理解のほどよろしくお願ひします

たから保育園 休園のお知らせ

たから保育園は中元寺地域の保育園として昭和56年に設立し、運営を行ってきました。少子化の影響を受ける中、園児数の確保に努めてきましたが、園児数の減少により保育所としての一定基準を満たすことができず、保育環境を維持することが非常に困難な状況となりましたので、令和8年4月1日から休園します。

問 役場健康子育て応援課子ども育成・支援係（☎82-5964）